

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

富田林市長 吉村 善美



新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合
に対する対応についての緊急要望書に対する回答

【要望事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外に広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

【回答】

令和2年4月17日専決により条例改正を執行しました。本市ウェブサイトに掲載しておりますので、申請書を印刷し、必要事項をご記入の上、郵送にて申請いただけます。パソコン等の環境にない方は、ご連絡いただきましたら、ご自宅に申請書等を郵送させていただきます。

必要書類としましては、医療機関を受診された方は、医療機関での証明書、事業所の証明書などが必要となります。医療機関を受診されず、自宅療養された方は、事業所の証明書が必要となります。

今回の傷病手当の対象者は被用者等となっております。健康保険などの被用者保険においては一般的であり、法定給付とされていますが、国保においては、任意給付となっております。国保加入者には、様々な就業形態の被保険者が加入しているため、労務不能の観念が不明確なことなどが原因で給付することが難しいとされています。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるよう条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

【回答】

令和2年度国民健康保険料につきましては、6月10日以降に本決定通知書及び納付書をお送りする予定をしております。現在、準備を進めておりますが、減免等の運用については、5月中に決定する予定です。感染拡大防止のため、郵送で申請いただくことも視野に入れております。詳細が決まり次第、市のウェブサイト等にてお知らせいたします。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行う

こと。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な方の減免、徴収猶予の制度案内につきましては、6月10日以降に送付予定の本決定通知書及び納付書に案内文を同封しております。

徴収猶予の申請をいただいた場合は、新たな督促や差押え、すでに差押えを受けている財産の換価等の滞納処分は行いません。換価の猶予の申請をいただいた場合は、督促状はお送りすることになりますが、新たな差押え、すでに差押えを受けている財産の換価等の滞納処分は行いません。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

【回答】

滞納整理条例に基づき、滞納処分に至るまでの調査、面談などを実施し、生活困窮かどうかを見極め適切に執り行ってまいります。

- ⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に行えるようすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

【回答】

一部負担金減免につきましては、本市条例等に基づき実施しております。保険料減免のお手続きの際に申請されます場合は、事前に保険年金課資格給付係までご連絡いただきますようお願いいたします。